

令和7年度 委託研究契約FAQ 主な改訂事項リスト

改訂日：令和7年4月1日

機関区分/質問番号		分類	変更後		変更前	
大学等	企業等		質問	回答	質問	回答
4022	4022	④その他 経費	計算例）を事務処理説明書に移しました。			
			令和5年10月より施行した「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）に伴い、免税事業者等と取引をした場合に、免税事業者等からの仕入に係る経過措置適用（※）部分を除いた分は仕入税額控除ができない。この場合に、当該分の消費税相当額を直接経費に計上可能か。	インボイス制度の開始後、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができませんので、その場合に、当該の消費税相当額を「インボイス影響額」として計上いただくことは可能です。 ただし、経過措置の適用により控除される金額は除きます。 また、免税事業者等である個人への謝金のうち消費税課税対象取引であるが経過措置適用対象の請求書が発行されない場合についても「インボイス影響額」の計上は可能です。	令和5年10月より施行した「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）に伴い、免税事業者等と取引をした場合に、免税事業者等からの仕入に係る経過措置適用（※）部分を除いた分は仕入税額控除ができない。この場合に、当該分の消費税相当額を直接経費に計上可能か。	インボイス制度の開始後、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができませんので、その場合に、当該の消費税相当額を計上いただくことは可能です。 ただし、経過措置の適用により控除される金額は除きます。 また、免税事業者等である個人への謝金のうち消費税課税対象取引であるが経過措置適用対象の請求書が発行されない場合についても消費税相当額の計上は可能です。
			※適格請求書等保存方式開始後、6年間（令和5年10月から令和11年9月までの間）は、免税事業者等からの課税仕入れについて、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられている。（令和5年10月1日時点）	計算例）を事務処理説明書（Ⅲ.3.直載経費について 3.6.3.インボイス影響額の取扱い）にも記載していますのでそちらもご参照ください。	※適格請求書等保存方式開始後、6年間（令和5年10月から令和11年9月までの間）は、免税事業者等からの課税仕入れについて、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられている。（令和5年10月1日時点）	計算例） ○経過措置が適用される場合 免税事業者等との取引額 110,000円 （消費税率10%、経過措置により80%控除される場合） 消費税相当額 110,000×10/110×0.2×110/100＝2,200円 ①取引額のうち消費税額 110,000円×10/110＝10,000円 ②上記のうち経過措置が適用されない金額 10,000×0.2＝2,000円 ③受け取った委託研究費は総額が課税対象であるため②で算出した額に消費税額を追加計上 2,000×110/100＝2,200円 ※費目「その他」に「インボイス影響額-経過措置の適用：有」という品目名を使用して計上してください。 ○経過措置が適用されない場合（経過措置適用対象の請求書が発行されない場合を含む） 免税事業者等との取引額 110,000円 消費税相当額 110,000×10/110×110/100＝2,200円 ①取引額のうち消費税額 110,000円×10/110＝10,000円 ②受け取った委託研究費は総額が課税対象であるため①で算出した額に消費税額を追加計上 10,000×110/100＝11,000円 ※費目「その他」に「インボイス影響額-経過措置の適用：無」という品目名を使用して計上してください。